

J R 東海労働関西地「申」第27号  
2 0 2 1 年 2 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「大阪第二運輸所の新横浜泊行路の設定」に関する緊急申し入れ

1月22日、大阪第二運輸所に新横浜泊行路を設定する旨の掲示（営業、指導、運転科長名）が出された。

掲示には新たに設定する理由や目的の説明もなく、2月1日(月)施行から2月28日(日)施行までの期間に運用するとしている。内容は746Aと533Aの乗務を中心とする運転士、車掌長、車掌の臨行路（BMT9001行路）である。この列車は他の運輸所が担当していた列車であり、年休発給が進まず失効となる社員が増加しつつあると聞いている。ついては突然、列車担当を移管した行路設定について以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

- 1、大阪第二運輸所に新横浜泊の行路（BMT9001行路）を設定した理由を明らかにすること。
- 2、746A、533Aの元々のそれぞれの担当運輸所を明らかにすること。
- 3、他の運輸所からの移管であり、運用出来ない理由を明らかにすること。
- 4、元々担当していた運輸所の職場の年休発給、年休消化の状態を明らかにすること。
- 5、この列車を移管することで、元々の運輸所の要員の減数を明らかにすること。
- 6、大阪第二運輸所以外にも他の運輸所から移管する列車・行路があるのか明らかにすること。その列車・行路があるなら移管した運輸所と列車・行路を明らかにすること。
- 7、移管した運輸所での「一時帰休」の実態を明らかにすること。
- 8、昨年5月の緊急事態宣言発令中に名古屋運輸所の行路を他所に移管した。その時と今回の行路の移管に違いはあるのかを明らかにすること。

以上